

新庄インターチェンジ付近道の駅（仮称）検討会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 最上地域全体の経済、観光、交流等の活性化のための道の駅の設置について、最上郡内の市町村及び関係団体が連携して検討を行うため、新庄インターチェンジ付近道の駅（仮称）検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 検討会において検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 道の駅の設置場所に関する事項
- (2) 道の駅の運営に関する事項
- (3) 道の駅の機能に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置及び運営に関し必要な事項

（委員等）

第 3 条 検討会に会長、副会長及び委員を置き、委員は別表に定める者をもって充てる。

- 2 会長は、委員の互選により決定し、検討会を総括する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（作業部会）

第 4 条 検討会における特定事項を調査し、及び研究するため、検討会に作業部会を置く。

- 2 作業部会員は、委員が指名する者をもって充てる。

（会議）

第 5 条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員等以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 検討会の庶務は、新庄市都市整備課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 日 から施行する。

別表

委員	最上 8 市町村	<p>新庄市長 金山町長 最上町長 舟形町長 真室川町長 大蔵村長 鮭川村長 戸沢村長</p>
	商工団体	<p>新庄商工会議所会頭 もがみ北部商工会会長 もがみ南部商工会会長</p>
	国・県	<p>国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長 山形県県土整備部長 山形県最上総合支庁長</p>